

『今後の建築基準制度のあり方「既存建築ストックの有効活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応並びに建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保の総合的推進に向けて」（第三次報告案）』
に関する意見募集の開始について

平成 29 年 12 月 21 日
国 土 交 通 省

1. 趣旨

社会資本整備審議会建築分科会建築基準制度部会では、既存ストック活用や木造建築物に対するニーズの高まりを踏まえ、「今後の建築基準制度のあり方」について審議を行い、この度、これまでの部会での議論を踏まえた『今後の建築基準制度のあり方「既存建築ストックの有効活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応並びに建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保の総合的推進に向けて」（第三次報告案）』がとりまとめられました。

つきましては、別添の意見募集要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を募集いたします。

2. 意見募集の対象

今回意見募集の対象となる案は、別紙のとおりです。

3. 意見の募集方法

意見募集要領（別添）のとおり実施します。

募集期間は、平成 29 年 12 月 21 日（木）から平成 30 年 1 月 19 日（金）までです。

4. 内容の公開

今回意見募集の対象となる案は、意見募集と同時に以下により公開します。

- 電子政府の窓口（e-Gov）
- 窓口（国土交通省住宅局建築指導課）での配付

『今後の建築基準制度のあり方「既存建築ストックの有効活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応並びに建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保の総合的推進に向けて」(第三次報告案)』

に関する意見募集要領

■意見募集対象

『今後の建築基準制度のあり方「既存建築ストックの有効活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応並びに建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保の総合的推進に向けて」(第三次報告案)』(別紙)

■資料入手方法

(1) 電子政府の窓口 (e-Gov)

(2) 窓口での配布

国土交通省住宅局建築指導課(東京都千代田区霞が関中央合同庁舎3号館2階)

■意見募集期間

平成29年12月21日(木)～平成30年1月19日(金)

※郵送の場合は上記期限必着のこと。

■意見送付方法

電子政府の窓口(e-Gov)の意見提出フォームをご使用いただくか、意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局建築指導課までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

(1) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

『『今後の建築基準制度のあり方「既存建築ストックの有効活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応並びに建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保の総合的推進に向けて」(第三次報告案)』に関する意見』と明記して下さい。)

(2) 電子メールの場合

メールアドレス：kenshi@mlit.go.jp

(電子メールの題名を『『今後の建築基準制度のあり方「既存建築ストックの有効活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応並びに建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保の総合的推進に向けて」(第三次報告案)』に関する意見』として下さい。)

■注意事項

- ・電子メールのご意見送付の場合はテキスト形式、マイクロソフト社ワード形式又はジャストシステム社一太郎形式(容量1MBまで)としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承ください。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。